



茨城県報

第 696 号

令和 8 年 (2026 年) 3 月 16 日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
●茨城県警察組織規則の一部を改正する規則.....	2
(人 事 委 員 会)	
●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	2
●管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	3
告 示	
●土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (資源循環推進課)	3
●知事指定薬物の指定の失効 (薬務課)	6
●民生委員協議会を組織する区域の一部改正 (福祉政策課)	6
●道路の区域の変更 (道路維持課)	6
●道路の供用の開始 (4 件) (道路維持課)	7
●道路の占用を制限する区域の変更 (道路維持課)	8
●事業計画の変更の認可 (5 件) (下水道課)	8
(病 院 局)	
●病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正.....	11
公 告	
●基本測量の実施 (用地課)	19
●公共測量の実施 (2 件) (用地課)	20
●公共測量の終了 (用地課)	20
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	21
(警 察 本 部)	
●落札者等の公示.....	21
訓 令	
(県 議 会)	
●茨城県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令.....	22
指 示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示 (4 件)	22

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 2 号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県公安委員会委員長 白 川 洋 子

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則 (平成 21 年茨城県公安委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「情報管理課」を「情報技術推進課」に改める。

第 8 条第 11 号中「、立案及び総合調整」を「及び立案 (情報技術推進課の所掌に属するものを除く。)」に改め、同条中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 警察行政に関する総合調整に関すること。

第 12 条の見出しを「(情報技術推進課)」に改め、同条中「情報管理課」を「情報技術推進課」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 情報システムに関する政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な茨城県警察の所掌事務の総括に関すること。

(2) 情報セキュリティに関すること。

(3) 情報システムの開発、調査、研究及び運用に関すること。

第 17 条中第 20 号を第 21 号とし、第 19 号を第 20 号とし、第 18 号を第 19 号とし、第 17 号の次に次の 1 号を加える。

(18) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律 (令和 7 年法律第 75 号) の施行に関すること (地域課の所掌に属するものを除く。)

第 21 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第 15 条に規定する犯罪の取締りに関すること。

第 32 条第 4 号中「電子計算組織」を「情報システム」に改める。

第 55 条の見出しを「(匿名・流動型犯罪グループ対策室)」に改め、同条中「ニセ電話詐欺対策室」を「匿名・流動型犯罪グループ対策室」に改め、同条第 2 項中「第 30 条第 3 号」を「第 30 条第 1 号から第 3 号まで」に、「特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査」を「暴力団以外の犯罪組織」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会規則第 5 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県人事委員会委員長 阿 久 津 正 晴

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 行政職給料表級別職務分類表中

警察学校				副参事	副参事 科長 主査	科長 主査	を
------	--	--	--	-----	-----------------	----------	---

警察学校				副参事	副参事 科長 主査 師範	科長 主査 師範	に改める。
------	--	--	--	-----	-----------------------	----------------	-------

別表第 3 公安職給料表級別職務分類表中「情報管理」を「情報技術推進」に、「ニセ電話詐欺対策室長」を「匿名・流動型犯罪グループ対策室長」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

茨城県人事委員会規則第 6 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県人事委員会委員長 阿久津 正 晴

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年茨城県人事委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部中「, 県庁改革推進官」を削り、「中央看護専門学校」を「看護大学校」に改め、同部中

産業技術短期大学校	学校長, 庶務課長	を
産業技術短期大学校併設水戸 産業技術専門学院	学院長, 庶務課長	

情報テクノロジー大学校	学校長, 副校長, 庶務課長	に改める。
情報テクノロジー大学校併設 水戸産業技術専門学院	学院長, 庶務課長	

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第148号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号。以下「法」という。) 第11条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

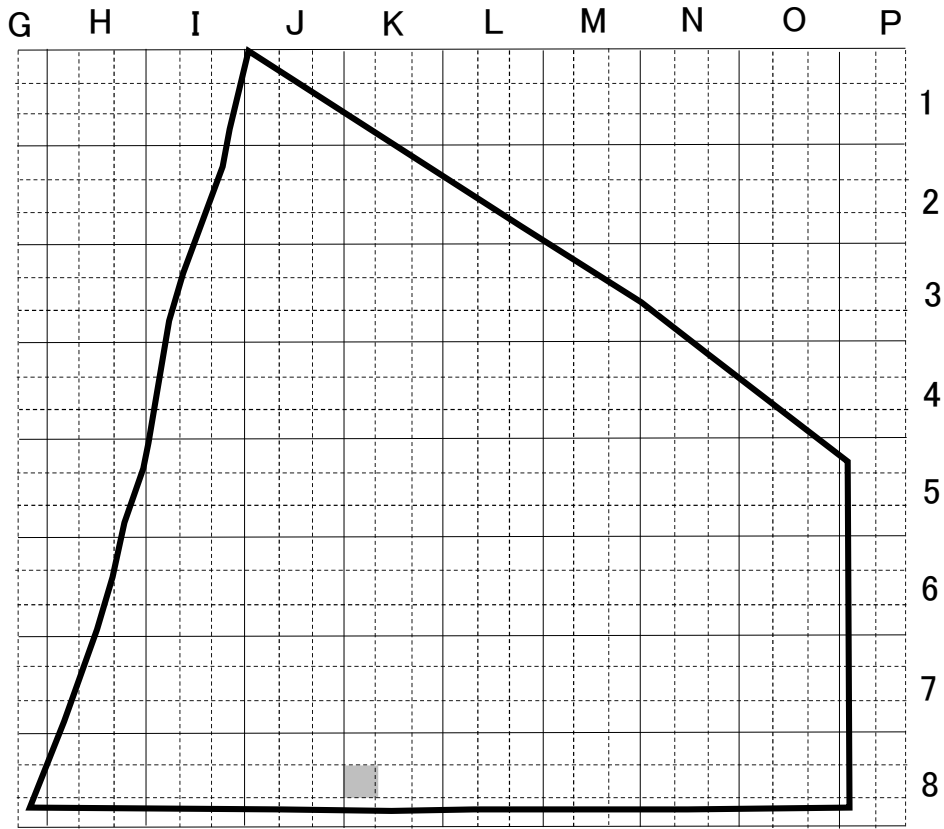
1 指定する区域

ひたちなか市大字武田字六反町779番の一部 (別図のとおり)

2 法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図



<凡例>

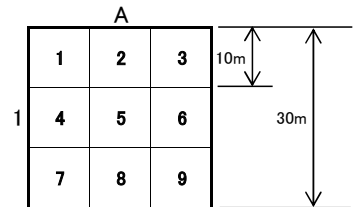


: 形質変更時要届出区域

※ メッシュ番号の枝番号は、右図のとおり



: 土壌汚染状況調査対象範囲



茨城県告示第149号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
- (2) 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
- (3) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- (4) プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第5号に規定する薬物に指定されたため

3 指定の失効年月日

令和8年3月14日

茨城県告示第150号

昭和35年4月1日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

表中

かすみがうら市霞ヶ浦地区民生委員児童委員協議会	有河, 安食, 岩坪, 牛渡, 大和田, 男神, 柏崎, 上大堤, 上軽部, 加茂, 坂, 宍倉, 志戸崎, 下大堤, 下軽部, 田伏, 戸崎, 中台, 西成井, 深谷, 三ツ木, 南根本, 一の瀬, 一の瀬上流
かすみがうら市千代田地区民生委員児童委員協議会	雪入, 山本, 上佐谷, 中佐谷, 下佐谷, 上稲吉, 下稲吉, 高倉, 栗田, 上志筑, 中志筑, 下志筑, 五反田, 横堀, 大峰, 市川, 東野寺, 西野寺, 新治, 飯田, 上土田, 下土田, 稲吉1, 2, 3, 4, 5丁目, 稲吉東1, 2, 3, 4, 5, 6丁目, 稲吉南1, 2, 3丁目

を

かすみがうら市民生委員児童委員協議会	有河, 安食, 岩坪, 牛渡, 大和田, 男神, 柏崎, 上大堤, 上軽部, 加茂, 坂, 宍倉, 志戸崎, 下大堤, 下軽部, 田伏, 戸崎, 中台, 西成井, 深谷, 三ツ木, 南根本, 一の瀬, 一の瀬上流, 雪入, 山本, 上佐谷, 中佐谷, 下佐谷, 上稲吉, 下稲吉, 高倉, 栗田, 上志筑, 中志筑, 下志筑, 五反田, 横堀, 大峰, 市川, 東野寺, 西野寺, 新治, 飯田, 上土田, 下土田, 稲吉1, 2, 3, 4, 5丁目, 稲吉東1, 2, 3, 4, 5, 6丁目, 稲吉南1, 2, 3丁目
--------------------	---

に改める。

茨城県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 16 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯岡石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
かすみがうら市宍倉字北原5538番1地先から かすみがうら市宍倉字北原5558番1地先まで	旧	最大 9.5 最小 9.2	70	
	新	最大 13.9 最小 9.2	70	現道拡幅

茨城県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 16 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 玉里水戸線
- 2 供用開始の区間 小美玉市宮田字峯83番2地先から
小美玉市宮田字峯109番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 8 年 3 月 16 日

茨城県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 16 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 宮ヶ崎小幡線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字下座字木ノ古山761番6地先から
東茨城郡茨城町大字小幡字尻平沢2268番119地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 8 年 3 月 23 日

茨城県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 16 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 飯岡石岡線

- 2 供用開始の区間 かすみがうら市宍倉字北原5538番1地先から
かすみがうら市宍倉字北原5558番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和8年4月1日

茨城県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、令和8年3月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 稲敷阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡美浦村大字土屋字山下1980番215から
稲敷郡美浦村大字土屋字山下1980番50まで
- 3 供用開始の期日 令和8年3月25日

茨城県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和8年3月16日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ヶ崎小幡線
- 3 占用を制限する区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘 要
東茨城郡茨城町大字下座字木ノ古山761番 6地先から 東茨城郡茨城町大字小幡字尻平沢2268番 119地先まで	旧	メートル 最大 13.9 最小 8.2	メートル 200	
	新	最大 14.0 最小 11.0	200	現道拡幅

- 4 占用の制限の開始の期日 令和8年3月23日

茨城県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
日立市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画下水道事業日立市公共下水道

3 事業施行期間

昭和44年4月1日から

令和15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

日立市

2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画下水道事業日立市公共下水道

3 事業施行期間

昭和59年9月13日から

令和15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

石岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

八郷都市計画下水道事業

八郷公共下水道

3 事業施行期間

平成10年11月9日から

令和14年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成15年11月4日茨城県告示第1707号、平成22年茨城県告示第248号、平成25年茨城県告示第493号、平成29年茨城県告示第356号及び令和5年茨城県告示第329号の事業地のうち、(ア)に掲げる区域の一部を追加した区域

(ア) 石岡市宇治会字千足、村子及び備中並びに浦須字アサマ、ゼンタナ、ハイヤ、フジ峯、社前、小山、長久保、豆穴及び白山前並びに下林字餓鬼山、亀ヶ谷、鏡田、栗間、古内、戸ノ内、五霊、向田、坂ノ下、十三塚、吹上、清水田、西原、赤芝、宅地付、中溝、長町、藤ノ宮、峠、馬場先、八幡、飯塚、富士山、房ヶ、万願寺、門前、裏田、立野、竜口及び薊谷原並びに嘉良寿理字原並びに柿岡字稻荷下、押越、柿岡、岳間、割目、丸山、金指、権水、江垂、高山、寺田、鹿の子、鹿島下、小申塚、菖蒲沢、新地、申内、神取、大足、長堀台、鳥羽海、天神下、馬騎、八重、富士谷、並木、毛無及び踊坊並びに瓦谷字五本松並びに吉生字瓜谷、瓜谷前、古久保裏、小久保、小久保裏、赤坂、赤発ヶ、草倉、辻及び壁無シ並びに宮ヶ崎字下八郎、宮ヶ崎、宮ヶ崎向、沓方、向、十王下、張間、東、堂下、堂前及び道久保並びに金指字大境、谷原、堂ノ下、堂坂久保、毘沙門、余草干場及び和田前並びに根小屋字元寺、根田、佐々良田、寺前、寺台、城下、新田、椎ノ木下、天神台、南寺台、萩ノ堂及び名花の内並びに細谷字鬼越、御申塚、細谷、小山、天神、天神前、梨ノ木及び六万部並びに山崎字カシマ前、シタグネ、榎本、園西、塩海道、間々田、沓形、向原、向山、佐渡塚前、山崎、子ノ城、子ノ神、新谷、新谷向、新堤向、申塚、陣場、吹上、石塚、石塚前、石塔、張間、伝燈、堂下、道近沢、二月坂、年田、八郎、本内、満所及び筭崎並びに柴間字上の町、谷原、仲田及び儘田並びに小屋字隠谷原並びに小倉字稲葉、沖ノ内、亀甲、狐原、坂口、小倉及び前原並びに小幡字壺丁三反、稻荷後、稻荷山、横町、梶山、勘定掛、久根下、曲沢、細内後、山王台、寺内、十王堂、十三日向、小山、小幡、諏訪入、西部、早稻田、大門、谷津、丁子川、椿、南小幡、日向、碓間、帆崎、番盃田、楊作、里西及び六反田並びに上林字一丁田、境町、栗木立、高田、山ノ神、松添、赤柴、前嶋、中川根、中道、堂久保、堂前、弁天、堀ノ内及び猪穴並びに真家字駒庭、宿、千本及び棒田並びに須釜字向原、荒田、石沢入、大崩、南原、入谷津、堀内及び猪穴並びに東成井字向原並びに部原字ヲサル塚、原久保、原山、玄蕃久保、玄蕃上、五本松、上谷原、上谷原久保、八幡前及び堀田久保並びに片岡字横山並びに片野字安心坊、壺町田、寺脇、東町田及び並木並びに野田字亀子塚

茨城県告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月16日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

常陸大宮市

2 都市計画事業の種類及び名称

大宮都市計画下水道事業 大宮公共下水道

3 事業施行期間

平成 2 年 2 月 26 日から
令和 15 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 2 年茨城県告示第 210 号、平成 6 年茨城県告示第 1037 号、平成 10 年茨城県告示第 327 号、平成 10 年茨城県告示第 891 号、平成 14 年茨城県告示第 434 号、平成 18 年茨城県告示第 235 号、平成 22 年茨城県告示第 1029 号、平成 24 年茨城県告示第 374 号、平成 26 年茨城県告示第 348 号、平成 30 年茨城県告示第 3044 号、令和 5 年茨城県告示第 1436 号及び令和 6 年茨城県告示第 226 号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

常陸大宮市高渡町、北町、東富町、大字泉字久保内、字仲、字下丁、字八反畑、字宮久保、字宮根、字南羅、字宮脇、字宮南、字権現、字根本上、字三角山、字新山及び字片根の各一部の区域

茨城県告示第 161 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

日立・高萩広域下水道組合

2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画下水道事業並びに高萩都市計画下水道事業

日立・高萩広域公共下水道

3 事業施行期間

昭和 55 年 3 月 27 日から

令和 15 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

(病 院 局)

茨城県病院局告示第 7 号

平成 18 年 4 月 1 日茨城県病院局告示第 1 号で告示した茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年茨城県条例第 61 号）第 4 条第 1 項第 1 号のただし書き、同条同項第 2 号及び同条第 3 項中の規定により病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県病院事業管理者 軸 屋 智 昭

表中

(2) 第 2 特別室	1 日につき 13,450円 (出産に係る場合には, 12,230円)
(3) 第 3 特別室	1 日につき 9,420円 (出産に係る場合には, 8,560円)
(4) 第 5 特別室	1 日につき 8,070円 (出産に係る場合には, 7,330円)
(5) 第 6 特別室	1 日につき 6,180円 (出産に係る場合には, 5,620円)
(6) 第 7 特別室	1 日につき 5,920円 (出産に係る場合には, 5,380円)
(7) 第 8 特別室	1 日につき 5,380円 (出産に係る場合には, 4,890円)
(8) 第10特別室	1 日につき 3,360円 (出産に係る場合には, 3,060円)
(9) 第11特別室	1 日につき 1,120円 (出産に係る場合には, 1,020円)

を

(2) 第 2 特別室	1 日につき 14,980円 (出産に係る場合には, 13,620円)
(3) 第 3 特別室	1 日につき 10,490円 (出産に係る場合には, 9,540円)
(4) 第 5 特別室	1 日につき 8,990円 (出産に係る場合には, 8,170円)
(5) 第 6 特別室	1 日につき 6,880円 (出産に係る場合には, 6,260円)
(6) 第 7 特別室	1 日につき 6,590円 (出産に係る場合には, 5,990円)
(7) 第 8 特別室	1 日につき 5,990円 (出産に係る場合には, 5,450円)
(8) 第10特別室	1 日につき 3,740円 (出産に係る場合には, 3,410円)
(9) 第11特別室	1 日につき 1,250円 (出産に係る場合には, 1,140円)

に、

(2) セカンドオピニオン料	30分につき 11,000円 (30分を超える部分について, 30分までごとに 5,500円を加算した額) (画像診断等を行った場合は, 上記料金に, 診療報酬の算定方法の例により算定した金額に百分の百十を乗じて得た額 (当該乗じて得た額に十円未満の端数がある場合は, その端数を切り捨てた金額) を加算した額)
(3) 医師面談料	30分につき 5,500円 (30分を超える部分について, 30分までごとに 5,500円を加算した額)

を

(4) 遺伝カウンセリング	15分につき 2,880円 (15分を超える部分については、15分までごとに2,880円を加算した額)
(5) 子宮頸がんワクチン外来	全体説明 1,100円 個別面談 2,200円
(6) 妊婦指導料	1回につき 1,100円

(2) セカンドオピニオン料	30分につき 12,250円 (30分を超える部分について、30分までごとに6,130円を加算した額) (画像診断等を行った場合は、上記料金に、診療報酬の算定方法の例により算定した金額に百分の百十を乗じて得た額(当該乗じて得た額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額)を加算した額)
(3) 医師面談料	30分につき 6,130円 (30分を超える部分について、30分までごとに6,130円を加算した額)
(4) 遺伝カウンセリング	15分につき 3,210円 (15分を超える部分について、15分までごとに3,210円を加算した額)
(5) 子宮頸がんワクチン外来	全体説明 1,230円 個別面談 2,450円
(6) 妊婦指導料	1回につき 1,230円

(1) 人間ドック	44,000円 (ただし、胸部X線検査を実施しない場合は2,200円、胃部内視鏡検査を実施しない場合は11,000円を減額して得た額)
(2) 脳ドック	55,000円

(1) 人間ドック	49,500円 (ただし、胸部X線検査を実施しない場合は2,200円、胃部内視鏡検査を実施しない場合は11,000円を減額して得た額)
(2) 脳ドック	61,600円

(4) 脳検診 (MRI, MRAによる画像診断検査をいう。)	27,500円
(5) 乳がん検診 (マンモグラフィーによる画像診断検査をいう。)	7,700円
(6) 胸部CT検診 (CTによる胸部の画像診断検査をいう。)	19,800円

(4) 脳検診 (MRI, MRAによる画像診断検査をいう。)	30,800円
(5) 乳がん検診 (マンモグラフィーによる画像診断検査をいう。)	8,800円

に、

を

に、

を

に、

(6) 胸部 CT 検診 (CT による胸部の画像診断検査をいう。)	22,000円
------------------------------------	---------

(1) インフルエンザワクチン接種	1 件につき 4,790円 (2 回接種について, 3,620円)
(2) 流行性耳下腺炎ワクチン接種	1 件につき 6,860円
(3) 風しんワクチン接種	1 件につき 6,830円
(4) 麻しんワクチン接種	1 件につき 6,830円
(5) 水痘ワクチン接種	1 件につき 8,540円
(6) 沈降精製百日ぜきジフテリア破傷風混合ワクチン接種	1 件につき 6,820円
(7) ジフテリア破傷風混合ワクチン接種	1 件につき 5,660円

(1) インフルエンザワクチン接種	1 件につき 5,340円 (2 回接種について, 4,030円)
(2) 流行性耳下腺炎ワクチン接種	1 件につき 7,640円
(3) 風しんワクチン接種	1 件につき 7,560円
(4) 麻しんワクチン接種	1 件につき 7,550円
(5) 水痘ワクチン接種	1 件につき 9,310円
(6) 沈降精製百日ぜきジフテリア破傷風混合ワクチン接種	1 件につき 9,810円
(7) ジフテリア破傷風混合ワクチン接種	1 件につき 7,170円

(10) ヒブワクチン接種	1 件につき 6,910円
(11) 不活化ポリオワクチン接種	1 件につき 10,120円
(12) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン接種	1 件につき 7,720円
(13) 狂犬病ワクチン接種	1 件につき 11,750円 (初回にあっては, 14,060円)
(14) 子宮頸がん予防ワクチン接種 ア サーバリックス、ガーダシル	1 件につき 16,540円

(10) ヒブワクチン接種	1 件につき 9,310円
(11) 不活化ポリオワクチン接種	1 件につき 10,470円
(12) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン接種	1 件につき 8,050円
(13) 狂犬病ワクチン接種	1 件につき 16,420円
(14) 子宮頸がん予防ワクチン接種 ア サーバリックス、ガーダシル	1 件につき 18,430円

(15) ロタウイルスワクチン接種 (2 回接種)	1 件につき 14,900円
(16) 5 価ロタウイルスワクチン接種 (3 回接種)	1 件につき 9,240円
(17) 沈降精製百日ぜきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン接種	1 件につき 11,440円

(18) A型肝炎ワクチン接種	1 件につき 6,740円
(19) 髄膜炎菌ワクチン接種	1 件につき 23,650円
(20) B型肝炎ワクチン接種	1 件につき 6,720円
(21) 帯状疱疹ワクチン接種	1 件につき 21,450円
(22) 五種混合ワクチン接種	1 件につき 20,700円
(23) 15価肺炎球菌ワクチン接種	1 件につき 12,400円
(24) 20価肺炎球菌ワクチン接種	1 件につき 12,400円
(25) 23価肺炎球菌ワクチン接種	1 件につき 8,250円
(26) RSウイルスワクチン (アブリスボ) 接種	1 件につき 30,800円
(27) 経鼻弱毒生インフルエンザワクチン (フルミスト点鼻液) 接種	1 件につき 8,800円
(28) 新型コロナワクチン ア 12歳以上 イ 6か月～11歳	1 件につき 16,570円 1 件につき 14,260円
(29) 腸チフスワクチン接種	1 件につき 10,110円

を

(15) ロタウイルスワクチン接種 (2回接種)	1 件につき 15,140円
(16) 5価ロタウイルスワクチン接種 (3回接種)	1 件につき 10,110円
(17) A型肝炎ワクチン接種	1 件につき 17,670円
(18) 髄膜炎菌ワクチン接種	1 件につき 24,010円
(19) B型肝炎ワクチン接種	1 件につき 6,990円
(20) 帯状疱疹ワクチン接種	1 件につき 21,450円
(21) 五種混合ワクチン接種	1 件につき 20,700円
(22) 15価肺炎球菌ワクチン接種	1 件につき 12,400円
(23) 20価肺炎球菌ワクチン接種	1 件につき 12,400円
(24) 23価肺炎球菌ワクチン接種	1 件につき 8,250円
(25) RSウイルスワクチン (アブリスボ) 接種	1 件につき 30,800円
(26) 経鼻弱毒生インフルエンザワクチン (フルミスト点鼻液) 接種	1 件につき 8,800円
(27) 新型コロナワクチン ア 12歳以上 イ 6か月～11歳	1 件につき 16,570円 1 件につき 14,260円
(28) 腸チフスワクチン接種	1 件につき 10,110円

に、

13 皮膚色素沈着疾患に対するレーザー照射料	1 照射につき 550円
14 椎間板ヘルニアレーザー治療料	
(1) 基本手術料金	330,000円 (ただし、2椎間以上にわたる場合には、1椎間増すごとに165,000円を加算した額)
(2) 再手術料金	基本手術料金に1/2を乗じて得た額
15 皮膚良性血病変治療用レーザーによる治療料	3mm針 1照射につき 520円
	5mm針 1照射につき 1,050円

を

	7mm針 1照射につき	1,570円
	10mm針 1照射につき	2,100円

13 皮膚色素沈着疾患に対するレーザー照射料	1照射につき	610円
14 椎間板ヘルニアレーザー治療料		
(1) 基本手術料金		367,620円 (ただし、2椎間以上にわたる場合には、1椎間増すごとに183,810円を加算した額)
(2) 再手術料金		基本手術料金に1/2を乗じて得た額
15 皮膚良性血病変治療用レーザーによる治療料	3mm針 1照射につき	580円
	5mm針 1照射につき	1,170円
	7mm針 1照射につき	1,750円
	10mm針 1照射につき	2,340円

に、

(1) 自動聴性脳幹反応検査	5,240円
(2) 先天性代謝異常等検査 (採血料)	1,360円

を

(1) 自動聴性脳幹反応検査	6,660円
(2) 先天性代謝異常等検査 (採血料)	2,070円

に、

(4) 保険外併用療養費として実施する癌胎児性抗原 (CEA) 精密測定	1,090円
(5) アディポネクチン検査	3,300円
(6) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査	12,570円
(7) 薬物中毒検査	4,070円
(8) 在宅 PSG 検査	18,700円
(9) 乳癌組織を用いた遺伝子解析検査 (オンコタイプディーエックス検査)	422,400円

を

(4) 保険外併用療養費として実施する癌胎児性抗原 (CEA) 精密測定	1,090円
(5) アディポネクチン検査	3,680円
(6) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査	14,000円
(7) 薬物中毒検査	4,530円
(8) 在宅 PSG 検査	20,830円
(9) 乳癌組織を用いた遺伝子解析検査 (オンコタイプディーエックス検査)	470,550円

に、

(11) 羊水検査	112,750円
(12) 新生児オプショナルスクリーニング検査	12,000円

(13) メチル化解析検査	9,130円
(14) 新生児マス・スクリーニング検査	7,340円
19 死後処置料	7,700円
20 避妊処置料	
(1) 子宮内器具 (IUD) 挿入	33,000円
(2) 子宮内器具 (IUD) 除去	16,500円
21 診察券再発行料	100円

を

(11) 羊水検査	125,600円
(12) メチル化解析検査	9,130円
19 死後処置料	8,580円
20 避妊処置料	
(1) 子宮内器具 (IUD) 挿入	36,760円
(2) 子宮内器具 (IUD) 除去	18,380円
21 診察券再発行料	110円

に、

23 透析センター個別専用室利用料	昼間 (8:30~18:00) 1,100円 夜間 (18:00~8:30) 1,650円
24 ロボット支援手術	
(1) ロボット支援腹腔鏡下膀胱全摘除術	1回につき 1,455,300円 (ただし、入院期間が19日間を越える場合には、19日目を降、1日につき22,000円を加算した額)

を

(4) 乳幼児健康診査 (生後1か月)	6,000円
23 透析センター個別専用室利用料	昼間 (8:30~18:00) 1,230円 夜間 (18:00~8:30) 1,840円
24 ロボット支援手術	
(1) ロボット支援腹腔鏡下膀胱全摘除術	1回につき 1,621,200円 (ただし、入院期間が19日間を越える場合には、19日目を降、1日につき24,510円を加算した額)

に、

(1) 矯正用アンカーインプラント埋入術 (1枚)	39,600円
(2) 矯正用アンカーインプラント埋入術 (2枚以上)	59,400円
(3) 矯正用アンカーインプラント除去術 (2枚以下)	33,000円
(4) 矯正用アンカーインプラント除去術 (3枚以上)	46,200円
(5) アンカープレート (1枚)	19,800円
(6) アンカースクリュー (1本)	4,400円
(7) 骨移植術 A (1部位 ソケットリフト) (1回)	33,000円
(8) 骨移植術 B (1部位 顎堤形成術) (1回)	55,000円

(9) サイナスリフト (片側) (1 回)	77,000円
(10) サイナスリフト (両側) (1 回)	110,000円
(11) GTR 法 (1 回)	31,980円
(12) 遊離歯肉移植手術 (1 回)	55,000円
(13) ストローマン埋入手術 (1 次・2 次オペ, ヒーリングアバットメント) (1 回)	186,690円
(14) ステント (1~6 歯) (1 個)	12,020円
(15) ステント (7~10 歯) (1 個)	14,460円
(16) ステント (11 歯以上) (1 個)	20,470円
(17) 2 ピースインプラント 上部構造補綴設計料 (1 回)	92,690円
(18) 陶材焼付冠 (1 本)	86,570円
(19) ハイブリット冠 (1 本)	78,430円
(20) メタルクラウン (1 本)	73,330円
(21) 陶材焼付冠 (ポンティック) (1 本)	85,560円
(22) ハイブリット冠 (ポンティック) (1 本)	73,330円
(23) メタルクラウン (ポンティック) (1 本)	68,240円
(24) スクリュー固定加算 (1 本)	16,300円
(25) 金属床義歯 (1~4 歯) チタン合金 (1 床)	167,090円
(26) 金属床義歯 (5~8 歯) チタン合金 (1 床)	216,060円
(27) 金属床義歯 (9~11 歯) チタン合金 (1 床)	250,910円
(28) 金属床義歯 (12~14 歯) チタン合金 (1 床)	301,140円
(29) レジン床義歯 (1~8 歯) (1 床)	141,750円
(30) レジン床義歯 (9~14 歯) (1 床)	178,170円
(31) オーリングアタッチメント (1 装置)	49,910円
(32) オーリングアタッチメント (ストローマン加 算) (1 装置)	16,300円
(33) 磁性アタッチメント (1 装置)	49,910円
(34) バーアタッチメント (1 装置)	49,910円

を

(1) 矯正用アンカーインプラント埋入術 (1 枚)	44,110円
(2) 矯正用アンカーインプラント埋入術 (2 枚以 上)	66,170円
(3) 矯正用アンカーインプラント除去術 (2 枚以 下)	36,760円
(4) 矯正用アンカーインプラント除去術 (3 枚以 上)	51,470円
(5) アンカープレート (1 枚)	22,060円
(6) アンカースクリュー (1 本)	4,900円
(7) 骨移植術 A (1 部位 ソケットリフト) (1 回)	36,760円
(8) 骨移植術 B (1 部位 顎堤形成術) (1 回)	61,270円

(9) サイナスリフト (片側) (1 回)	85,780円
(10) サイナスリフト (両側) (1 回)	122,540円
(11) GTR 法 (1 回)	35,630円
(12) 遊離歯肉移植手術 (1 回)	61,270円
(13) ストローマン埋入手術 (1 次・2 次オペ, ヒーリングアパットメント) (1 回)	207,970円
(14) ステント (1~6 歯) (1 個)	13,390円
(15) ステント (7~10 歯) (1 個)	16,110円
(16) ステント (11 歯以上) (1 個)	22,800円
(17) 2 ピースインプラント 上部構造補綴設計料 (1 回)	103,260円
(18) 陶材焼付冠 (1 本)	96,440円
(19) ハイブリット冠 (1 本)	87,370円
(20) メタルクラウン (1 本)	81,690円
(21) 陶材焼付冠 (ポンティック) (1 本)	95,310円
(22) ハイブリット冠 (ポンティック) (1 本)	81,690円
(23) メタルクラウン (ポンティック) (1 本)	76,020円
(24) スクリュー固定加算 (1 本)	18,160円
(25) 金属床義歯 (1~4 歯) チタン合金 (1 床)	186,140円
(26) 金属床義歯 (5~8 歯) チタン合金 (1 床)	240,690円
(27) 金属床義歯 (9~11 歯) チタン合金 (1 床)	279,510円
(28) 金属床義歯 (12~14 歯) チタン合金 (1 床)	355,470円
(29) レジン床義歯 (1~8 歯) (1 床)	157,910円
(30) レジン床義歯 (9~14 歯) (1 床)	198,480円
(31) オーリングアタッチメント (1 装置)	55,600円
(32) オーリングアタッチメント (ストローマン加 算) (1 装置)	18,160円
(33) 磁性アタッチメント (1 装置)	55,600円
(34) バーアタッチメント (1 装置)	55,600円

に

改める。

付 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

●基本測量の実施

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 4 条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量 (重力測量)
- 3 作業期間 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 作業地域 石岡市、つくば市

◎公共測量の実施

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所
- 2 作業種類 公共測量
① 4 級基準点測量 : 34 点
② 路線測量 (用地幅杭設置測量) : 1.6km (395 本)
③ 深浅測量 (音響ビーム測深)
- 3 作業期間 令和 8 年 3 月 9 日から
令和 8 年 6 月 30 日まで
- 4 作業地域 ① 利根川左岸 茨城県坂東市小山地内
② 利根川左岸 茨城県坂東市小山地内
③ 利根川沿い 以下自治体の一部 (坂東市、常総市、守谷市、取手市)

- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所
- 2 作業種類 公共測量
(2・3・4 級基準点測量)
- 3 作業期間 令和 8 年 3 月 2 日から
令和 8 年 7 月 31 日まで
- 4 作業地域 国道 468 号 (常総市・つくば市)

◎公共測量の終了

茨城県報で公示した測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 5 条の規定に基づく「公共測量の実施」について、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき次のとおり終了した旨通知があったので、同条第 3 項の規定に基づき公示する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 県報公示日 令和 7 年 11 月 25 日

- 2 測量計画機関 水戸地方法務局
- 3 作業種類 公共測量 (基準点測量)
- 4 作業終了日 令和 8 年 1 月 29 日
- 5 作業地域 水戸市袴塚二丁目・三丁目、新原二丁目、曙町地内

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡阿見町大字実穀字寺子 1675 番 138
- 2 事業主の住所及び氏名  
稲敷郡阿見町大字実穀 1675 番地 106  
栗山 貴文

~~~~~

(警 察 本 部)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県警察本部長 滝澤 幹 滋

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由

①茨城県警察運転免許証作成システム等の賃貸借 (再々リース) ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 8 年 2 月 19 日 ④株式会社 DNP アイディーシステム 代表取締役 佐々木俊彦 東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号 ⑤ 256,070,004 円 (消費税及び地方消費税抜き額) ⑥随意契約 ⑧地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 11 条第 1 項第 2 号

~~~~~

---

## 訓 令

---

( 県 議 会 )

### 茨城県議会訓令第 1 号

茨城県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城県議会議長 舘 静 馬

茨城県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

茨城県議会事務局組織規程 (昭和43年茨城県議会訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 9 号中「議員の」の次に「報酬及び」を加え、同条第 2 項第 7 号を削る。

付 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

---

## 指 示

---

(茨城海区漁業調整委員会)

### 茨城海区漁業調整委員会指示第 6 号

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法 (昭和24年法律第267号) 第120条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 清 水 信 宏

- 茨城県海面において、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。
- この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 8 年 3 月 16 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 6 号による、全長 30 センチメートル未満のひらめの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 全長 30 センチメートル未満のひらめ採捕承認を受けようとする者は、承認申請書 (様式第 1 号) を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証 (様式第 2 号) を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕に当たっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項 (氏名又は名称を除く。) に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書 (様式第 3 号) を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書 (様式第 4 号) を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第 1 号

ひらめ試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(電話番号 )

委員会指示に基づく全長30センチメートル未満のひらめの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 茨調第 号                   |                   |
| ひらめ試験研究等採捕承認証           |                   |
| 住 所                     |                   |
| 氏名又は名称                  |                   |
| 採 捕 場 所                 |                   |
| 採 捕 数 量                 |                   |
| 使用する漁具<br>及び漁法          |                   |
| 使用する船名                  |                   |
| 採捕に従事する<br>者の住所<br>及び氏名 |                   |
| 承認有効期間                  |                   |
| 令和 年 月 日                | 茨城海区漁業調整委員会<br>会長 |

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

## ひらめ試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

## 記

## 1 変更事項

| 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
|     |       |       |

## 2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

ひらめ試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

## 茨城海区漁業調整委員会指示第 7 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 清 水 信 宏

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

| 区 域                                 | 禁 止 期 間        |
|-------------------------------------|----------------|
| 北緯36度50分以上の茨城県海面                    | 4月1日から11月30日まで |
| 北緯36度32分以上から<br>北緯36度50分より南の間の茨城県海面 | 1月1日から12月31日まで |
| 北緯36度00分以上から<br>北緯36度32分より南の間の茨城県海面 | 4月1日から11月30日まで |
| 北緯35度52分以上から<br>北緯36度00分より南の間の茨城県海面 | 4月1日から10月31日まで |
| 北緯35度52分より南の茨城県海面                   | 4月1日から11月30日まで |

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 茨城海区漁業調整委員会指示第 8 号

茨城県海面におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。）により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 清 水 信 宏

（採捕の制限）

- 1 茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第73号。以下「調整規則」という。）第41条第1項第6号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでない。

（承認の対象）

- 2 1の承認の対象は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 試験研究又は教育実習のためひき縄釣により水産動物を採捕しようとする試験研究機関又は教育機関等（以下

「試験研究機関等」という。)

- (2) トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣による水産動物の採捕をさせようとする者 (以下「イベント主催者」という。)

(承認の基準)

- 3 1の承認は、対象ごとに次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

(1) 試験研究機関等

ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。

イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

(2) イベント主催者

ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。

イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

ウ イベントの実施について、開催地の漁業協同組合の同意を得ていること。

エ イベントが茨城県内に所在する漁港、マリーナを根拠地として行われるものであること。

オ イベントの実施について根拠地となる漁港、マリーナの管理者の同意を得ていること。

カ 日の出から日没までの間の採捕であること。

キ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、イベントが開催される市町村の後援があること。

ク 委員会指示及び関係法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

ケ 参加者等に茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号から同条第3号に規定する者を含まないこと。

(条件)

- 4 委員会は、1の承認をするに当たり、対象ごとに次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 試験研究機関等

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

エ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(2) イベント主催者

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (ア) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (イ) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (ウ) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (エ) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (オ) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (カ) 操業船の位置から 3 マイル以内を航行しないこと。
- (キ) 使用する船舶に A I S (船舶自動識別装置) を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

エ 採捕禁止期間

7 月 1 日から 9 月 30 日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない (ただし、8 月 28 日はその限りでない)。

オ 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

カ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(指示の有効期間)

- 5 この指示の有効期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。

(取扱の細目)

- 6 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひき縄釣採捕承認取扱要領に定めるところによる。

## ひき縄釣採捕承認取扱要領

令和 8 年 3 月 16 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 8 号によるひき縄釣の委員会指示に基づく承認に係る取扱要領は、次のとおりとする。

## (承認の申請)

- 1 委員会指示の 1 の承認を受けようとする者は、試験研究機関又は教育機関等が試験研究又は教育実習のために行う場合（以下「試験研究等の場合」という。）にあつては別記様式第 1 号に(1)に掲げる書類を、トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣により水産動物を採捕させようとする場合（以下「イベントの場合」という。）にあつては別記様式第 2 号に(2)に掲げる書類を添えて、実施する日の 15 日前までに茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

## (1) 試験研究等の場合

ア 試験研究等に関する計画書

イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。

ウ 用船の場合は、使用する船舶の使用権限を証する書面

エ 県内の関係する漁業協同組合の同意書

オ その他委員会が必要と認める書類

## (2) イベントの場合

ア イベントの開催要領又は採捕計画書等

イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。

ウ 使用する船舶に設置された船舶自動識別装置（AIS）無線局免許状の写し

エ イベント主催者において船舶自動識別装置（AIS）の信号を受信できる施設又は設備を有することを証明する書面

オ 県内の関係する漁業協同組合の同意書

カ 誓約書（別記様式第 3 号）

キ 参加艇に掲揚させる統一図案による標識旗

ク その他委員会が必要と認める書類

## (承認証の交付)

- 2 委員会は、採捕の承認をしたときは、ひき縄釣採捕承認証（以下「承認証」という。）（試験研究等の場合は別記様式第 4 号、イベントの場合は別記様式第 5 号）を申請者に交付する。

## (承認証の書換交付)

- 3 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く。）に変更を生じたときは、遅滞なく、ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書（別記様式第 6 号）に承認証を添えて委員会に提出し、承認証の書換交付を受けること。

## (承認証の再交付)

- 4 承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに、ひき縄釣採捕承認証再交付申請書（別記様式第 7 号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

## (承認証の返納)

- 5 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、委員会に承認証を返納

すること。

(実績の報告)

- 6 採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書（試験研究等の場合は別記様式第 8 号、イベントの場合は別記様式第 9 号）により行うものとする。

様式第 1 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

ひき縄釣試験研究等採捕承認申請書

下記によりひき縄釣採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量
- 5 使用船舶
  - (1) 船名
  - (2) 船舶番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 馬力数
  - (5) 船舶所有者
- 6 採捕に従事する者
  - 住所
  - 氏名

様式第 2 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

## ひき縄釣採捕承認申請書

下記により大会を開催したいので、関係書類を添えて申請します。

## 記

- 1 イベント名
- 2 イベント開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類
- 5 ひき縄釣の根拠地とする漁港等
- 6 参加者及び使用船舶

| 船 名 | 船 舶<br>登 録 番 号 | 総トン数又は<br>船 舶 の 長 さ | 参加者氏名 | 住 所 |
|-----|----------------|---------------------|-------|-----|
|     |                |                     |       |     |
|     |                |                     |       |     |
|     |                |                     |       |     |
|     |                |                     |       |     |
|     |                |                     |       |     |
|     |                |                     |       |     |

注) 同一船舶に複数の者が乗船する場合は、代表者の住所及び氏名を記すこと。

様式第 3 号

誓 約 書

元号 年 月 日に開催される ( イベント名 ) の実施に際しては、安全対策を十分に講じるほか、当該イベントの参加者に対し、漁業法及び茨城県海面漁業調整規則等の水産関係法令並びに茨城海区漁業調整委員会の承認の内容、条件を遵守させるほか、採捕終了後速やかに出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を提出させる等、主催者として適法かつ厳正な大会運営を行うことを誓約します。

この誓約が遵守できない場合は、期間の途中で承認が取り消しとなっても異議申し立てをせず、以後承認されない場合があることを承知します。

(元号) 年 月 日

住 所

氏 名

茨城海区漁業調整委員会会長

殿

様式第 4 号

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 茨調第 号                    |                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| ひき縄釣試験研究等採捕承認証           |                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| 住 所                      |                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| 氏 名 又 は 名 称              |                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| 採 捕 期 間                  | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| 採 捕 区 域                  |                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量 |                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| 使 用 船 舶                  | 船名                                                                                                                                                                                                                                                | 船舶番号 |
|                          | 総トン数                                                                                                                                                                                                                                              | 馬力数  |
| 採捕に従事する者                 | 住所                                                                                                                                                                                                                                                | 氏名   |
| 条 件                      | <p>1 採捕実績の報告<br/>承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 承認の取り消し<br/>委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>3 承認証の携帯<br/>承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。</p> |      |
| 令和 年 月 日                 |                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| 茨城海区漁業調整委員会<br>会長        |                                                                                                                                                                                                                                                   |      |

様式第 5 号

|                                                                      |                 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 茨調第 号                                                                |                 |
| ひき縄釣採捕承認証                                                            |                 |
| 住 所                                                                  |                 |
| 氏 名 又 は 名 称                                                          |                 |
| イ ベ ン ト 名                                                            |                 |
| 採 捕 期 間                                                              | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 採 捕 区 域                                                              |                 |
| ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類                                                 |                 |
| ひき縄釣の根拠地とする漁港等                                                       |                 |
| 参加者及び使用船舶                                                            | 別紙のとおり          |
| 条 件                                                                  | 裏面記載のとおり        |
| <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">茨城海区漁業調整委員会<br/>会長</p> |                 |

## 様式第 5 号裏面

## 条 件

## 1 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

## 2 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

## 3 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (2) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (3) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (4) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (5) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (6) 操業船の位置から 3 マイル以内を航行しないこと。
- (7) 使用する船舶に A I S (船舶自動識別装置) を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

## 4 採捕禁止期間

7 月 1 日から 9 月 30 日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない (ただし、8 月 28 日はその限りでない)。

## 5 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。



様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

## ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請いたします。

## 記

1 承認番号

2 変更内容

| 事 項 | 現在の承認内容 | 書換えようとする内容 |
|-----|---------|------------|
|     |         |            |

3 書換しようとする理由

様式第 7 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

ひき縄釣採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失 (き損) したので、下記のとおり再交付を申請いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 亡失 (き損) の理由





## 茨城海区漁業調整委員会指示第 9 号

茨城県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 16 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 清 水 信 宏

1 茨城県海面での遊漁のまき餌釣りについて、次の各号のとおり制限する。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

- (1) 船舶を使用する遊漁のまき餌釣りを行ってはならない。
- (2) 船舶を使用しない遊漁のまき餌釣りを次の場所を除いて行ってはならない。

| 場所     | 位置             |
|--------|----------------|
| 鹿島港魚釣園 | 茨城県鹿嶋市新浜地先     |
| ふれあい公園 | ひたちなか市海門町1丁目地先 |

(3) (2)の場所で使用できるまき餌の量は、1人1日あたり2キログラム以内とする。

2 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、まき餌釣りに係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

まき餌釣りに係る委員会指示取扱要領

令和 8 年 3 月 16 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 9 号による、遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 遊漁のまき餌釣りの承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第 1 号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第 2 号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第 3 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第 4 号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第 1 号

まき餌釣り試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所  
氏名又は名称  
(電話番号 )

委員会指示に基づくまき餌釣りによる採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 採捕計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用するまき餌の種類及び数量
- (6)使用する船名 (船舶を使用する場合)
- (7)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 茨調第 号                               |  |
| まき餌釣り試験研究等採捕承認証                     |  |
| 住 所                                 |  |
| 氏 名 又 は 名 称                         |  |
| 採 捕 場 所                             |  |
| 採捕する水産動植物の<br>種 類 及 び 数 量           |  |
| 使 用 す る 漁 具<br>及 び 漁 法              |  |
| 使 用 す る ま き 餌<br>の 種 類 及 び 数 量      |  |
| 使 用 す る 船 名                         |  |
| 採 捕 に 従 事 す る<br>者 の 住 所<br>及 び 氏 名 |  |
| 承 認 有 効 期 間                         |  |
| 令和 年 月 日                            |  |
| 茨城海区漁業調整委員会<br>会長                   |  |

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

まき餌釣り試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

## 1 変更事項

| 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
|     |       |       |

## 2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

まき餌釣り試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)